

若狭における福井県の「でたらめ行政」を検証する（その32）

こうちがわ

河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑭

河内川ダムは平成21年(2009年)6月に

洪水調節専用ダムに設計変更されている 1

(小浜市) 松本 浩

福井県知事西川一誠が、平成21年(2009年)1月19日付けで申請した「河内川ダム建設工事に関する全体計画変更認可申請書」(河第45号)は、同年6月2日に国土

交通省近畿地方整備局長により認可(国近整河計第78号)された。

しかし、文書公開の際、同申請書の真実の内容は改ざん(すり替え)隠蔽された。

● 河内川ダムは多目的ダムから洪水調節専用ダム(流水型ダム)に変更されている。

平成29年(2017年)8月31日、河内川ダム建設事務所において公文書公開が行われた。本庁河川課ダム建設グループの米田主任、坂本主事及び河川管理グループの北山主任、嶋田主事、そして請求者松本浩の間で話し合いがなされたが、この話し合いの中から同ダムの目的変更に関する部分の要旨を抜粋する。

松本：平成20年(2008年)度から21年度にかけて、福井県は二つの大きな難題に直面していましたね。

職員：……どういふことでしょうか。

松本：……一つは、ダムサイト岩盤の「想定外に大きな亀裂」、つまり鍾乳洞の存在、これをどうするかという課題……もう一つは、「コンクリートから人へ」というスローガンを掲げた民主党が、平成21年(2009年)8月の総選挙で自民党を破って政権についたことです。

職員：……

松本：あなた方は、一つ目の課題については、河内川ダムを水を貯めないダムに変える、つまり、多目的ダムから洪水調節専用ダム(流水型ダム)に設計変更することで切り抜けようとした……

職員：……

松本：平成21年(2009年)1月、福井県は「ダム全体計画変更」を申請し、同年6月国土交通省はそれを認可しました。この全体計画変更に係る文書は過日(8月9日)公開されました。この時の**全体計画の変更**というのが、実は河内川ダムの洪水調節専用ダムへの設計変更だったのではありませんか。

職員：……

松本：そして、この設計変更後も、国に対しては変更前の多目的ダムを内容とした補助金交付申請を続けて、毎年多額の国庫補助金の交付を受けて来ました。

職員：……

松本：あらかじめ流水型ダムに設計変更しておきながら、国に対しては目的を偽って多目的ダムの補助金交付を申請して来たとする、これは、福井県のこの行為は詐欺に該当するのではありませんか。「補助金適正化法」に違反しませんか。

職員：……

この日、松本の上記指摘は県庁河川課のダム担当職員に激しい衝撃を与えた。

平成30年(2018年)3月12日、河内川ダム建設事務所において文書開示があった。出席者は田中次長、下西工務課長、高木主事、中塚主査、そして請求者松本浩である。

松本：福井県が平成21年(2009年)1月19日に申請して、国土交通省近畿整備局長が同年6月2日に認可した「河内川ダム全体計画変更」ですが、開示された文書で変更認可された事業内容を見るかぎり、主要な変更は次の3点しかありません。

第1の変更は、事業費を234億円から415億円に増額するというものです。

しかし、この事業費の変更は既に平成14年(2002年)3月に国土交通省の認可済みです。

第2の変更は、ダム完成期限を平成14年(2002年)3月31日から平成30年(2018年)3月31日に延期するというものです。

これも平成14年(2002年)3月に、平成24年(2012年)3月31日までの変更が認可済み、平成20年(2008年)6月には30年(2018年)3月までの延期が認可済みのものでした。

第3の変更は、建設場所を上中町から若狭町に変えるというのですが、これは平成17年(2005年)3月31日の三方町と上中町の合併による町名変更に過ぎず、当然、届出済みのものです。これらは全体計画の変更とはまったく無関係と言えますね。

この時期、何故この程度のものが「**全体計画の変更**」になるのですか。

職員：……

松本：この変更申請が平成21年(2009年)1月19日で、認可が同年6月2日です。

この、既に自ら変更認可済みの審査に、国交省が4ヶ月以上もかけているのは不自然ですね。

職員：……

松本：平成6年(1994年)2月18日認可(平成5年(1993年)11月25日申請)の当初「全体計画」では、建設大臣五十嵐広三

宛、福井県知事栗田幸雄申請で、ともに公印が押してありましたが、変更申請では国土交通省近畿地方整備局長宛、西川知事の公印は押してない…

職員：……

松本：当初、平成6年(1994年)の認可証には「湛水を開始するときは、あらかじめ建設省河川局長の承認を受けること」という明確な認可条件が付されていたのに、21年(2009年)6月の変更認可証にはその認可条件が付いていない…これは、どうしてですか。

職員：…… 国への申請関係は本庁河川課の担当ですので、私らではお答えできません。

松本さんのご質問は本庁に伝えます。

松本：本件「全体計画変更」の申請認可に係る公文書は、内容が別の文書にすり替えられて私に開示されたのではありませんか。

職員：…… 松本さんは、文書がすり替えられたとしたら、もとの中身は何だったと思われますか。

松本：**全体計画の変更** というからには、町名や事業費、完成予定の変更などではあり得ないでしょう。それは、ダムの目的や基本性格に係わるものでなければなりません。本件変更の本当の中身は、多目的ダムから洪水調節専用ダム(穴あきダム)への設計変更だろうと私は思っています。…この時点で、それまでするずると引っ張ってきた河内川ダムの利水目的は正式に放棄されたのだと思います。

職員：……(重い沈黙が返って来た)

注) 河内川ダム(多目的ダム)の利水目的

- ①小浜市田島に予定された原発施設用水
- ②特定かんがい用水(鳥羽川、安賀里川流域の農業用水)
- ③水道用水(小浜市上水道・上中町上水道)
- ④工業用水(中核工業団地用水)

●河内川ダム建設工事の請負業者である西松建設株式会社が、平成 26 年(2014 年)4 月 15 日初版発行した『巨大ダムの“なぜ”を科学する』(アーク出版)の中に、『『穴あきダム』を建設するいくつものメリット』の小見出しで「大雨のときだけ一時的に水を溜める」穴あきダムについての次のような記述がある。



ダムの基本的な目的は「水を溜めること」である。

ところが近年、通称「穴あきダム」と呼ばれる、いわば水を溜めない「流水型ダム」が建設されている。

穴あきダムは治水専用ダム的一种で、ダムの一番底部に穴が空いている。そのため、通常時は「河川であり、水の流れを遮らない構造になっている。

一般的なダムでは、ダムの一番底部に設置されている取水放流設備が現河床よりの高い位置にあり、最低でもその高さまで水が溜まることになる。

だが、穴あきダムの場合は、それが河床と同じ高さにあるため、通常は水が溜まらない。

上流と下流がダムによって遮断されないことで、魚類の遡上や生物の行き来が自由にできるのが大きな特徴だ。

また、水を溜めないことから、濁りの発生や水質悪化の心配もない。

さらに、上流から流れてくる土砂も、そのまま下流に流れていくために、ダム貯水池が土砂で埋まることもない。これは、ダムの寿命を延ばすことにつながる。(中略)

まだ建設が開始されていない現在計画中のダムのなかには、今後、「穴あきダム」として設計変更がなされる可能性をもつダムがあるかもしれない]

いやはや大変なメリットである。しかし、これだとダムは作らない方が一番よい。

仮に、福井県と国土交通省がこの『穴あきダムのメリット』をあらかじめ説明してから河内川ダムを洪水調節専用ダム(流水

型ダム)に設計変更して、穴あきダムに着工するとしたら、はたして、県民や地元住民は同意したであろうか。

しかも、北川流域上流に位置する河内川ダムの集水域は 14.5 平方キロメートル、北川流域 210 平方キロメートルの 6.9%にすぎないので、大雨に際しても下流域(小浜市)の洪水防止には何ほどの効果も期待できない。

福井県と国土交通省は、地元住民や県民に設計変更の事実を隠して(利水事業参加自治体の小浜市や若狭町にも平成 23 年(2011 年)12 月まではその事実を伝えなかった)河内川ダムを多目的ダムと偽って建設を強行したのである。

そして、ダム本体工事が完了した現在、福井県と国土交通省は、事前申し合わせどおり、小浜市と若狭町から「利水事業からの撤退申入れ書」が提出されるのを待って、改めて洪水調節専用ダムへの設計変更を公表し、完成ダムの底部にわざわざ穴を空ける工事に着工することになっている。しかし、これは、住民と県民を欺くペテンである。

河内川ダムの地盤は、多数の「超高透水性=鍾乳洞」が発見されたため、多目的ダム建設にはおよそ相応しくない(水が溜まらない)ことが平成 9 年(1997 年)度には既に判明していた。

福井県と国土交通省と利水事業参加自治体が、試験湛水開始予定日(平成 30 年(2018 年)10 月 21 日を直前にして行う「設計変更」とそれに続く「穴あけ工事」は、公金 415 億円を浪費して自然を破壊する許しがたい犯罪であり、国家的詐欺である。

(次号につづく)